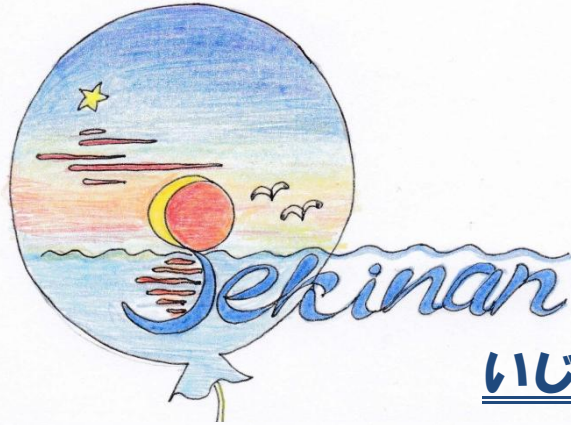


# 関前南小学校いじめ防止基本方針



ひと ころろ きず  
人の心を傷つけないために、  
あいて たちば かんが  
相手の立場になって考えます。

いじめをしない・させない・見のがさない

「ごめんね。」  
「ありがとう。」と  
言います。いやな  
ことをされたら、  
「やめて」と言  
います。

友だちの  
きも  
気持ちを考えて  
こうどう  
行動します。

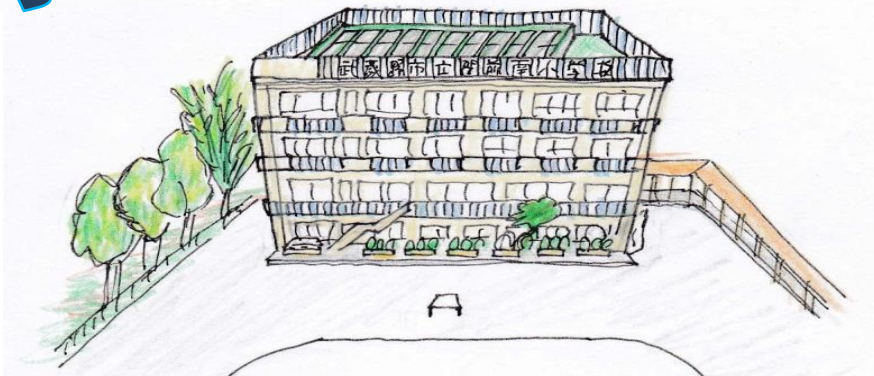
じぶん  
自分がされて  
いやなことは、  
ひと  
人にはしません。

じぶん おも  
自分の思いを  
つた あ  
伝え合えるよう  
に  
します。  
いじめを絶対  
に  
許しません。

かけ口を言わず、  
ひと たちば かんが  
人の立場を考  
え  
ます。人のフ  
ライ  
ドや心ころろを傷つ  
け  
ません。

あいて  
相手のことを  
おも  
思いやった行動  
をします。

ぼうしせんげん  
子どものいじめ防止宣言



~いじめをなくそう このひろばひろばから~

## 関前南小学校いじめ防止基本方針策定にあたり

全ての児童が楽しく安心して学校生活を送ることができるようにすることは、児童・保護者・学校・地域の願いである。しかし、一度いじめが起きれば、その願いをかなえることはできず、悲しみや不安な思いをしながら学校生活を過ごし、学習への意欲は低下する。どの児童も学校で安心して楽しく学ぶためには、いじめをなくすことが重要である。いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、本校も例外ではない。学校は、いじめ防止、早期発見、解決の責務がある。いじめ防止、いじめの解決を図り、どの児童も明るい未来に向けて大きな夢をふくらませることのできる学校であるために、基本的事項を定める。

### 1. いじめとは

#### ・いじめの定義

いじめとは、「当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象になった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

#### ・いじめの禁止

いじめは、人として絶対に許されない行為であり、すべての子どもたちは、いじめを行ってはいけない。

(いじめ防止対策推進法第4条より)

### 2. いじめ防止に向けた取組

#### (1) 組織の設置

いじめの未然防止・早期発見・解決・再発防止等に取り組むことを目的に、校内のいじめ防止対策委員会を設置する。

##### ① 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、生活指導部、スクールカウンセラー、市派遣相談員、その他校長が必要と認めた者

##### ② 役割

- ・未然防止の推進などの実施、進捗状況の把握、助言、支援
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ、集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応

#### (2) 未然防止・早期発見

##### ① 未然防止

- ・すべての児童が授業に参加できるわかる授業を行うための授業改善
- ・他の児童や大人との関わり合いによる自己有用感の獲得
- ・人権教育や道徳教育の充実・いじめ防止のための「学習プログラム」を活用した特別活動や道徳の授業実践
- ・代表委員会を中心とした児童が主体的に取り組む「あいさつ運動」

- ・ 全校共通の「学習のきまり」の設定、月1回の「学習のきまりアンケート」の実施による授業規律の徹底
- ・ 学年、学級、たてわり班等での活動
- ・ 社会体験や交流体験等によるシチズンシップの育成
- ・ 保護者や地域に対するいじめ防止への啓発

## ② 早期発見

- ・ いじめを見逃さない・見過ごさない学校や学級の体制作り
- ・ 児童の些細な変化に気付くための情報収集
- ・ 教職員の看護当番の休み時間の校舎内・校庭見回りの実施
- ・ ふれあい月間等による定期的なアンケート調査と情報の共有
- ・ 児童の実態把握及び、個別面談や指導の実施
- ・ 市派遣相談員、都スクールカウンセラーによる年度当初の面談や日常の行動観察
- ・ 市派遣相談員、都スクールカウンセラーと教職員の綿密な連携
- ・ 派遣相談員の設置、「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

## ③ インターネットいじめ防止の対策

- ・ インターネットモラルの指導・情報モラル教育の充実
- ・ 携帯電話やインターネットのトラブル防止を上学年及び保護者対象に実施（セーフティ教室）
- ・ 保護者を対象とした携帯電話やインターネットによるいじめ防止にかかわる啓発活動
- ・ 教職員の情報モラル教育の研修、及び児童に向けた指導
- ・ いじめ防止対策委員会を中心とした相談内容の把握、情報の共有

## 3. いじめ発生時の対応

### (1) 初期

- ・ 事実関係の把握・対応すべき事案か否かを判断
- ・ 校内のいじめ防止対策委員会を中心とした対応・役割分担の明確化
- ・ 保護者への連絡・支援
- ・ 被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組
- ・ 被害の児童の安全の確保と市派遣相談員・都スクールカウンセラー等を活用したケア
- ・ 加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導
- ・ 教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるようにする指導

### (2) 中期・長期

- ・ 継続した学級や被害・加害児童の細やかな観察
- ・ 被害の児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・ 児童及び保護者との信頼関係の構築。相談しやすい環境の整備
- ・ 関係諸機関（市教育委員会、警察等）や専門家（市派遣相談員・都スクールカウンセラー）等の相談・連携

#### 4. 重大事態への対処

- ・重大事態の調査組織の設置
- ・校内の対策委員会による事実関係の調査
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ・教育委員会へ報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・関係機関・専門家等との相談・連携

#### 5. いじめ防止に向けた教育活動

##### (1) 各教科

- ・すべての児童が参加できるわかりやすい授業づくり
- ・自分の意見が言えて自尊感情を育めるクラスづくり

##### (2) 特別活動

- ・いじめを生まない・傍観しない実践力を育てる
- ・仲間意識を育む集団活動や話し合い
- ・たてわり班活動における異年齢交流
- ・クラブ・委員会活動の充実
- ・行事の充実（運動会、関前場所、学芸会、展覧会、遠足、勤労・生産活動、移動教室）

##### (3) 道徳教育

- ・教材（副読本「私たちの道徳」、東京都道徳教育教材集）を活用し、いじめのない学級づくりや自他のよさに気付き考えさせる指導の工夫
- ・道徳の授業公開及び地域懇談会において保護者への啓発・発信
- ・命の大切さを考える授業の工夫

##### (4) 体験活動

- ・総合的な学習の時間における福祉の体験活動（高齢者疑似体験・点字体験等）
- ・動物の飼育を通しての触れ合い活動
- ・栽培委員会における植物の栽培活動
- ・自分の学校や地域が住みよい町になるようなことを考えられるシチズンシップの育成

## (5) 年間計画

| 月   | 内容  | 月間   |
|-----|---|------|
| 4月  | 児童理解・情報共有 第5学年児童の全員面接（市の派遣相談員）                  | やくそく |
| 5月  | 児童会のあいさつ運動 生活指導全体会での共通理解                        | あいさつ |
| 6月  | 第1回ふれあい月間<br>（いじめアンケート・各学級でいじめ防止に対する話し合い） 教育相談日 | ふれあい |
| 7月  | 「関前子どもいじめ防止宣言」策定                                | クリーン |
| 8月  | 保護者個人面談 いじめ防止宣言の共通理解                            |      |
| 9月  | 児童会のあいさつ運動 「関前子どもいじめ防止宣言」掲示                     | あいさつ |
| 10月 | いじめ防止に関する研修                                     | あそぼう |
| 11月 | 第2回ふれあい月間（いじめアンケート） 保護者個人面談                     | ふれあい |
| 12月 | 保護者個人面談 学校評価・児童の意識調査実施                          | クリーン |
| 1月  | 学校評価・児童の意識調査の集約・分析                              | あいさつ |
| 2月  | 第3回ふれあい月間（いじめアンケート） 教育相談日<br>本年度の教育課程の見直し       | ふれあい |
| 3月  | 新年度の計画・検討・設定                                    | サンクス |

## 6. 学校いじめ対策委員会の役割

○学校いじめ対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものである。

|          | 主な取組   | 学校いじめ対策委員会において中心的な役割を果たす者  |
|----------|--|--|
| 未然防止     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに関する学校いじめ防止基本方針の策定、校内研修の計画、実施</li> <li>○「いじめに関する授業」の実施</li> <li>○連絡会議の開催</li> </ul>                                   | 生活指導主任、主幹教諭（研修計画の立案・策定）<br><br>生活指導主任（指導計画の立案・策定）<br>生活指導主任（連絡会議の計画・運営）          |
| 早期発見     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラーによる面接</li> <li>○「いじめ実態調査」の実施・集約・分析・活用・情報の共有</li> <li>○学校便りや保護者会の積極的な活用による保護者・地域への情報発信</li> </ul>               | 市の派遣相談員・都スクールカウンセラー（面接の計画・実施）<br>生活指導主任（調査結果の確認・分析）<br>副校長・主幹教諭（保護者会の開催計画の立案・策定） |
| 早期対応     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の子ども・保護者に対する関係諸機関等を活用したケア</li> <li>○対応策の検討・実施</li> <li>○加害の子どもに対する組織的・継続的な観察、指導等</li> <li>○地域人材を活用した登下校の見守り</li> </ul> | 養護教諭・市の派遣相談員・都スクールカウンセラーなど<br>生活指導主任・生活指導部・学年主任など<br><br>生活指導主任（地域協力者との連絡調整）     |
| 重大事態への対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の子どもに対する複数の教員によるマンツーマンでの保護</li> <li>○警察への相談・通報</li> <li>○いじめ対策緊急保護者会の開催</li> </ul>                                     | 生活指導主任・学年主任<br><br>校長・副校長（警察との連絡窓口）<br>校長・副校長（緊急保護者会の開催・運営）                      |